

令和 4 年 12 月

お客さま 各位

鹿児島相互信用金庫

「未利用口座管理手数料」の対象口座の変更と預金規定改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和 4 年 1 月 4 日以降に新規開設された普通預金口座および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、下記のとおり各預金規定を改正し、令和 4 年 1 月 3 日以前に開設された口座にも適用させていただくことといたしました。

このたびの改正は、長期間ご利用されていない口座の利用再開促進とともに不正利用を防止するために実施するものであり、日頃より入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正日

令和 5 年 4 月 3 日（月）

2. 改正内容

「未利用口座管理手数料」概要（下線部分が改正箇所）

項目	改正後	改正前
対象預金の種類	<u>すべての普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座</u>	<u>令和 4 年 1 月 4 日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座</u>
対象口座	お預入れやお引き出し、口座振替等の利用が 2 年以上ない口座	
対象外となる条件	次のいずれかに該当する場合は未利用口座管理手数料の対象となりません ・当該口座の残高が 1 万円以上ある場合 ・当該口座と同一支店にてお借入れがある場合（カードローン契約を含む） ・当該口座と同一支店にて定期預金、定期積金、国債、保険、投資信託等のお取引がある場合	
手数料金額	年間 1,320 円（消費税込み）	
手数料の引落とし	(1)未利用口座管理手数料の対象となったお客さまへ「ご案内」を郵送いたします (2)「ご案内」郵送後、一定期間（約 3 か月）を経過してもお取引がない場合、未利用口座管理手数料を対象口座から引き落としさせていただきます ※一旦引き落とししました手数料はご返却いたしかねます	
口座の自動解約	残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合は残高全額を引き落とし、同口座を自動的に解約させていただきます ※解約口座の再利用には応じかねますのであらかじめご了承ください	

3. 預金規定の改正について (下線部分が改正箇所)

①普通預金規定の改正内容

改正後	改正前
16. 【未利用口座管理手数料】 (1) 省略 (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合 <u>(削除)</u> には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。	16. 【未利用口座管理手数料】 (1) 省略 (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合 <u>(ただし、2022年1月4日以降に開設された口座に限ります。)</u> には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。

②貯蓄預金規定の改正内容

改正後	改正前
13. 【未利用口座管理手数料】 (1) 省略 (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合 <u>(削除)</u> には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。	13. 【未利用口座管理手数料】 (1) 省略 (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合 <u>(ただし、2022年1月4日以降に開設された口座に限ります。)</u> には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。

③定期性総合口座取引規定の改正内容

改正後	改正前
20. 【未利用口座管理手数料】 (1) 省略 (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合 <u>(削除)</u> には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。	20. 【未利用口座管理手数料】 (1) 省略 (2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合 <u>(ただし、2022年1月4日以降に開設された口座に限ります。)</u> には、未利用口座となります。詳細は、当金庫ホームページをご参照ください。

以上

《本件に関するお問合せ先》

鹿児島相互信用金庫 事務集中部

〒890-0062 鹿児島市与次郎1-6-30 TEL(099)259-5222